ユーラシア工業意匠の保護





著者: Vladimir Biriulin¹
: Nikolay Bogdanov²

編者:黒瀬 雅志3

ユーラシア特許庁(EAPO)は、2021年6月1日よりユーラシア工業意匠出願の受理を開始する。ユーラシア特許庁により付与された「単一意匠権」は、「ユーラシア特許条約に付属する工業意匠保護に関する議定書⁴(議定書)」に署名したすべての国において効力を有する。

1. 議定書発効の経緯と発効国

2019年9月、カザフスタンでユーラシア特許庁総務評議会主導の外交会議が開催され、「ユーラシア特許条約に付属する工業意匠保護に関する議定書」への調印式が行われた。議定書に署名したのは、参加8カ国中5カ国(アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン、キルギスタン、ロシア)のみであった。タジキスタンはその後遅れて署名し、ベラルーシとトルクメニスタンは未だに署名していない。

また、2020年末には議定書に署名した5ヵ国全ての議会がそれを批准し、批准書をWIPOに寄託した。議定書は、最初に寄託したアゼルバイジャン、アルメニア、キルギスタンの3ヵ国で2021年3月17日に発効し、カザフスタンとロシアは批准書の寄託が他国より遅かったため、それぞれ4月11日と4月12日に発効した。タジキスタンでは議定書の批准は行われているが、現時点5ではまだ発効していない。

従って、ユーラシア特許庁により付与されたユーラシア工業意匠権は、当面は5カ国(アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン、キルギスタン、ロシア)において効力を有することとなる。

¹ ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

² ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

³ 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。

^{4 &}quot;Protocol on Protection of Industrial Designs to the Eurasian Patent Convention"

^{5 2021}年5月15日